#### 玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱

玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年告示第39号)の全部を 改正する。

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求その他の支援について必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 審判請求 民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第 2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876 条の9第1項に規定する審判の請求をいう。
  - (2) 審判前の保全処分申立て 家事事件手続法(平成23年法律第52号)第1 05条第1項に規定する審判前の保全処分を命ずる審判の申立てをいう。 (支援の内容)
- 第3条 この要綱に基づく支援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 市長が行う審判請求及びこれに要する費用の負担
  - (2) 市長が行う審判前の保全処分申立て及びこれに要する費用の負担
  - (3) 市長以外の者が行う審判請求に要する費用の助成
  - (4) 市長以外の者が行う審判前の保全処分申立てに要する費用の助成
  - (5) 成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人又は任 意後見監督人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬の全部又は一部の 助成(以下「報酬助成」という。)

(市長が行う審判請求及び審判前の保全処分申立ての対象者)

- 第4条 市長が行う審判請求及び審判前の保全処分申立て(以下「審判請求等」という。)の対象者(以下「審判請求等対象者」という。)は、本人の保護を図るために審判請求等を行うことが必要な状況にあるにもかかわらず、配偶者及び2親等内の親族(以下「支援親族」という。)が審判請求等を行うことが期待できない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 本市の区域内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当しないもの ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定により本 市以外の機関が保護を実施している者
    - イ 老人福祉法第11条第1項の規定により本市以外の機関が措置している者

- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項の規定により本市以外の機関が支援しているもの
- エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地 特例対象被保険者であって、本市以外の市町村が保険者となっているもの
- (2) 本市の区域外に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 生活保護法第19条第1項の規定により本市が保護を実施している者
  - イ 老人福祉法第11条第1項の規定により本市が措置している者
  - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第 3項の規定により本市が支援している者
  - エ 介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者であって、 本市が保険者となっているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市町村が本人の実態をよく把握している と認められる場合は、当該市町村と協議の上、市長が審判請求等を行うか否かを 決定するものとする。

(審判請求等の考察事項)

- 第5条 市長は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、審判請求等を行うものとする。
  - (1) 審判請求等対象者の事理を弁識する能力の程度
  - (2) 審判請求等対象者の支援親族の存否、支援親族による審判請求等対象者保護の可能性及び支援親族が審判請求等を行う意思の有無
  - (3) 審判請求等が、本人の福祉の向上につながる可能性
- 2 前項の規定にかかわらず、審判請求等対象者の3親等又は4親等の親族であって審判請求等を行うものの存在が明らかであるときは、市長による審判請求等を 行わないものとする。

(市長による審判請求等の要請)

- 第6条 次に掲げる者は、審判請求等対象者が審判請求等を必要とする状態にあると判断した場合は、市長に対し、審判請求等を要請することができる。
  - (1) 民生委員
  - (2) 審判請求等対象者の日常生活の援助者(ただし、親族(社会福祉法人等の職員を含む。)を除く。)
  - (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
  - (4) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設の職員
  - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11 項に規定する障害者支援施設の職員
  - (6) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

- (7) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の 職員
- 2 前項に規定する審判請求等の要請は、成年後見制度に係る市長による審判請求 等要請書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第27条第2項及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第43条第2項の規定により市長が審判請求等を行う必要がある場合にあっては、第1項に掲げる者からの要請を待たずに、審判請求等に係る事務に着手するものとする。

(調査の実施)

第7条 市長は、前条第1項に掲げる者から審判請求等の要請があった場合又は必要があると認める場合は、審判要請等対象者と面談を行う等の方法により、第5条第1項に掲げる事項について調査を実施する。

(審判請求等の決定)

第8条 市長は、審判請求等の実施に当たり、次条に規定する審査会及び関係機関等の意見を踏まえ決定することとし、決定後、速やかに審判請求等の要請をした者に対し、決定又は却下について成年後見制度に係る市長による審判請求等要請決定(却下)通知書(様式第2号)により通知する。

(審査会)

- 第9条 第5条に規定する事項を審査するため、審査会を置く。
- 2 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 健康福祉部長
  - (2) 総合福祉課長
  - (3) 高齢介護課長
  - (4) くらしサポート課長
- 3 審査会の会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、高齢介護課長がその職務を 代理する。
- 第10条 審査会の会議は、関係課長の要請により会長が招集する。
- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

- 5 審査に当たっては、必要に応じて、医療、福祉、法律等について専門的な知識 を有する者の助言を受けることができる。
- 第11条 審査会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(審判請求等の手続)

第12条 市長が行う審判請求等に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の 手続は、審判請求等対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによ る。

(審判請求等の費用負担)

第13条 市長は、家事事件手続法第28条第1項の規定により、審判請求等に係る費用(以下「審判請求等費用」という。)を負担する。

(審判請求等費用の求償)

- 第14条 市長は、審判請求等費用に関し、審判請求等対象者が負担すべき事情があると判断した場合は、負担した審判請求等費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項に規定する命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。
- 2 審判請求等対象者が負担すべき事情は、審判請求等対象者が次の各号のいずれ にも該当しない場合とする。
  - (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
  - (2) 審判請求等費用を負担することで生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、審判請求等費用を市長が負担することが特に必要であると認められる者

(市長以外の者が行う審判請求等費用の助成)

- 第15条 市長は、市長以外の者が、本市の区域内に住所を有する者であって、かつ、成年後見制度の利用を必要としているもの(以下「本人」という。)について、審判請求等を行った場合において、当該審判請求等を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、予算の範囲内において審判請求等費用を助成することができる。
  - (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
  - (2) 審判請求等費用を支払うことで生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者
  - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、助成を行うことが特に必要であると市長が認める 者
- 2 前項の規定にかかわらず、家事事件手続法第28条第2項に規定する命令により、当該審判請求等を行った者が、本人に審判請求等費用の求償ができる場合には、市は助成を行わないものとする。

(市長以外の者が行う審判請求等費用の助成の額の範囲)

第16条 審判請求等費用の助成の範囲は、実際にこれに要した費用に相当する額を限度とする。

(市長以外の者が行う審判請求等費用の助成の方法)

- 第17条 審判請求等費用の助成を受けようとする者(以下「審判請求等費用助成申請者」という。)は、審判請求等を行う前に、成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)利用申請書(様式第3号)に審判請求等費用助成申請者の収入、支出及び資産の状況を明らかにする書類を添付して市長に提出し、助成の決定を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上助成の適否を決定し、 成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)助成決定(却下)通知書(様 式第4号)により、審判請求等費用助成申請者に通知するものとする。

(市長以外の者が行う審判請求等費用助成金の支払)

- 第18条 前条第2項の規定による決定を受けた申請者(以下「審判請求等費用助成決定申請者」という。)は、本人について後見等開始の審判があり、家庭裁判所から審判請求等費用の返還があった後、成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)助成金請求書(様式第5号)に次の必要書類を添付して、市長に請求するものとする。
  - (1) 後見等開始の審判書の写し
  - (2) 審判請求等に要した費用に係る領収書の写し
  - (3) 郵便切手の返還書の写し
- 2 助成金の支払は、前項に掲げる請求に基づき、審判請求等費用助成決定申請者 が指定する口座へ振り込むものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、家事事件手続法第119条第1項及び第133条の規定により、本人の鑑定が必要となる場合には、審判請求等助成決定申請者は後見等開始の審判前に成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)助成金請求書(様式第5号)に次の必要書類を添付して、市長に請求することができるものとする。この場合において、鑑定費用は、市長が家庭裁判所に直接支払うものとする。
  - (1) 鑑定料の予納に係る家庭裁判所からの通知文書の写し
  - (2) 振込依頼書

(報酬助成の対象者)

- 第19条 報酬助成の対象者(以下「報酬助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 民法第725条に規定する親族を除く者が成年後見人等に選任されている成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見制度を利用している者であるこ

と。

- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 家事事件手続法別表第1の13の項、31の項、50の項及び119の項 に規定する報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)がなされた時 点において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である者
  - イ 報酬付与の審判がなされた時点において、当該報酬を支払うことで生活保 護法第6条第2項に規定する要保護者となる者
  - ウ その他助成を行うことが特に必要であると市長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、他の市町村が実施する制度により、報酬助成を受けることができる者については、報酬助成対象者とはしない。

(報酬助成の額の範囲)

- 第20条 助成金の額は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額とし、 次の各号に掲げる成年被後見人等の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とす る。
  - (1) 在宅で生活する者(同一の月に在宅の期間と施設入所(入院を含む。)の期間が混在する場合を含む。) 成年後見人等1人につき月額28,000円
  - (2) 施設入所者又は入院中の者 成年後見人等1人につき月額18,000円 (報酬助成の方法)
- 第21条 報酬助成を受けようとする者は、報酬助成対象者又は報酬助成対象者の成年後見人等とし、成年後見制度利用支援事業(報酬助成)利用申請書(様式第6号)に次の必要書類を添付し、助成対象期間の最終日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。
  - (1) 報酬付与の審判決定書の写し
  - (2) 報酬助成対象者の登記事項証明書(ただし、成年後見人等が申請する場合に限る。)
  - (3) 収支予定表等報酬助成対象者の収入及び支出の状況を明らかにする書類
  - (4) 財産目録等報酬助成対象者の財産の状況を明らかにする書類
  - (5) 報酬助成対象者の通帳の写し
  - (6) 世帯構成が分かる資料 (ただし、報酬助成対象者の属する世帯が被保護世帯でない場合に限る。)
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上助成の適否を決定し、 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)助成決定(却下)通知書(様式第7号) により、申請者に通知するものとする。

(報酬助成金の支払)

第22条 前条第2項の規定による決定を受けた申請者(以下「報酬助成決定申請

者」という。)は、当該決定された助成額を成年後見制度利用支援事業(報酬助成) 助成金請求書(様式第8号)により、市長に請求するものとする。

2 助成金の支払は、前項に掲げる請求に基づき、報酬助成決定申請者が指定する 口座へ振り込むものとする。

(助成費用の返還)

第23条 市長は、偽りその他不正の手段により審判請求等費用及び報酬費用の助成を受けた者があるときは、その者に対して助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報酬助成の特例)

第24条 報酬助成対象者が助成金の交付を受ける前に死亡した場合は、市長は、 当該報酬助成対象者の成年後見人等であった者に対し、当該報酬助成対象者の死 亡時の財産状況に応じて、報酬の全部又は一部を助成することができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。 (玉名市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱の廃止)
- 2 玉名市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する取扱要綱(平成18年告示第38号)は、廃止する。

## 成年後見制度に係る市長による審判請求等要請書

玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり要請します。

, = (), ()							
要請者	所属・職名						
	住 所						
要請者	氏 名						
	電話番号						
	住所(居住地)						
審判請求等を	氏 名						
必要とする者	生年月日	年	月	日生	年 齢	ì	歳
	電話番号						
親族の状況							
心身の状況							
生活の状況							
収入及び 資産の状況							
福祉の向上に つながる可能性							

 第
 号

 年
 月

 日

様

玉名市長即

成年後見制度に係る市長による審判請求等要請決定(却下)通知書 年 月 日付けで要請のあった審判請求の要請については、玉名市 成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により次のとおり決定(却下)し たので、同条の規定により通知します。

- 1 審判請求等を必要とする者 住所(居住地)氏 名 生年月日
- 2 決定(却下)の理由

成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)利用申請書 審判請求等費用の助成を受けたいので、玉名市成年後見制度利用支援事業実施要 綱第17条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
申請者	審判請求等を必要	大人・町御老・朔・フ・スの仲(
(申立人)	とする者との関係	本人・配偶者・親・子・その他( )
	世帯員氏名	
	奴汝平汩	1 生活保護受給者
	経済状況	2 生活保護受給者以外
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年齢
	居所(施設入所又	
審判請求等を	は入院の場合)	
必要とする者	申立類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
	経済状況	1 生活保護受給者
	性(月4人(儿 	2 生活保護受給者以外
	福祉サービスの	1 介護保険 ( あり ・ なし )
	利用状況	2 障害福祉 ( あり ・ なし )

※ 添付書類 申請者及び世帯員の収入、支出及び資産の状況を明らかにする書類

審査のために必要があるときは、市が官公署及び年金保険者、銀行、信託会社 その他関係機関に対し、私及び私と世帯を同じくする者の課税状況及び保有する 預貯金、有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

年 月 日 申請者氏名

⑩ (自署の場合は、印不要)

 第
 号

 年
 月

 日

様

玉名市長即

成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)助成決定(却下)通知書年 月 日付けで申請のあった玉名市成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)利用申請については、玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第17条第2項の規定により次のとおり決定(却下)したので、同項の規定により通知します。

- 1 申請者(申立人)
  - 住 所
  - 氏 名
- 2 審判請求等を必要とする者
  - 住 所
  - 氏 名
- 3 決定(却下)の理由

成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)助成金請求書

年 月 日付け 第 号で利用の決定を受けた玉名市成年後見制度利用支援事業(審判請求等費用助成)について、玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第18条第1項(第3項)の規定により、次のとおり請求します。

請求額	〔内 訳〕
備考	

#### 添付資料

- 1 鑑定が必要でない場合
  - (1) 後見等開始の審判書の写し
  - (2) 審判請求等に要した費用に係る領収書の写し
  - (3) 郵便切手の返還書の写し
- 2 鑑定が必要で、審判前に鑑定費用の助成を受ける場合
  - (1) 鑑定料の予納に係る家庭裁判所からの通知文書の写し
  - (2) 振込依頼書

上記の金額を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	支店名	
預金種目	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

申請者住所 氏名(法人・代表者名) 電話番号

#### 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)利用申請書

玉名市成年後見制度利用支援事業(報酬助成)を利用したいので、玉名市成年後 見制度利用支援事業実施要綱第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を 添えて申請します。

対象者	住所 (居住地)					
成年被後見人	氏 名					
被保佐人・被補助人	生年月日	年	月	日生	年齢	歳
申請の内容	助成申請額					
	助成対象期間					
	入院等の期間					
	入院先等の名称					
備考						

#### ※ 添付書類

- (1) 報酬付与の審判決定書の写し
- (2) 後見人等が申請する場合は、登記事項証明書
- (3) 収支予定表等対象者の収入及び支出の状況を明らかにする書類
- (4) 財産目録等対象者の財産の状況を明らかにする書類
- (5) 報酬助成対象者の通帳の写し
- (6) 被保護世帯に属さない者については、世帯構成が分かる資料

審査のため必要があるときは、対象者について市が官公署及び年金保険者、銀行、信託会社その他関係機関に対し、対象者及び対象者と世帯を同じくする者の 課税状況及び保有する預貯金、有価証券等の残高について報告を求めることに同 意します。

年 月 日 申請者氏名

⑩ (自署の場合は印不要)

 第
 号

 年
 月

 日

様

玉名市長即

成年後見制度利用支援事業(報酬助成)助成決定(却下)通知書年月日付けで申請のあった玉名市成年後見制度利用支援事業(報酬助成)利用申請については、玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第21条第2項の規定により次のとおり決定(却下)したので、同項の規定により通知

します。

	中容	対象者氏名	
決定	内容	助成金額	
<b>上</b>			川度利用支援事業(報酬助成)助成金請求書(様式 い市長に請求してください。
	【理由】		
却下			

#### 

### 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)助成金請求書

年 月 日付け 第 号で利用の決定を受けた玉名市成年後見制度利用支援事業(報酬助成)について、玉名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第22条第1項の規定により、次のとおり請求します。

対象者 成年被後見人 被保佐人·被補助人	住所(居住地)	
	氏名	
請求額	〔内 訳〕	
備考		

上記の金額を次の口座に振り込んでください。

金融機関名	支店名	
預金種目	口座番号	
フリガナ		
口座名義		